

令和6年 4月  
公益財団法人交通遺児等育成基金  
支援給付事業担当

## 令和6年度 緊急時見舞金について

### 1. 概要

自動車事故により亡くなられた保護者または重度後遺障害を負わされた保護者をもつ、義務教育終了前のお子様がいる家庭のうち、特に生計が苦しい家庭を前提として、さらに義務教育終了前のお子様や保護者が死亡した場合、病気等で重度後遺障害を負った場合、または災害被害に遭われた場合にお見舞金として支給します。

下記、支給要件にすべて該当する方は、**別紙**に記載の提出書類を、郵送にて当基金までご提出ください。

※世帯・収入状況を審査をした上で支給となります。

### 2. 支給要件 (※下記(1)~(4)の要件すべてに該当する方)

- (1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡、又は、重度の後遺障害(※1)が残った者の家庭。
- (2) 義務教育終了前の子弟がいる家庭。
- (3) 住民税又は所得税が非課税の世帯。または非課税相当世帯であること(※2)
- (4) 上記(1)~(3)に該当する家庭において、さらに義務教育終了前のお子様またはその保護者が死亡した場合。または病気等により重度後遺障害を負った場合。あるいは、災害等により居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合

(※1) 重度の後遺障害： 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1 または 別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級に該当する方。

(※2) 非課税相当世帯： 課税額が**別表**に記載の計算式で算出した額の範囲内であること。

### 3. 支給金額 (★) 交通遺児等の家庭… 上記、支給要件(1)~(3)に該当する家庭

① 交通遺児等の家庭(★)において、さらに義務教育終了前のお子様、またはその保護者が死亡した場合、または病気等により重度後遺障害を負った場合	<u>1家庭あたり 10万円</u>
② 交通遺児等の家庭(★)において、災害等により居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合	<u>1家庭あたり 10万円</u> (全壊半壊以下の場合：1家庭あたり5万円)

#### 4. 申し込み期限

※ ただし、**児童が義務教育を終了してしまうと対象外**になり、申し込みができないくなるのでご注意ください。

#### 5. 支給期日

： 支給決定後、速やかに支給

#### 6. 提出書類

： ※ **別紙** の用紙をご覧ください

#### 7. 提出郵送先・お問い合わせ先

〒102-0083

千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階  
(公財) 交通遺児等育成基金 支援給付事業係 宛

TEL(フリーダイヤル) : 0120-16-3611 FAX : 03-3237-8931

E-mail : sien@kotsuiji.or.jp

#### ■ 注意事項（必ずご一読ください）

※ 当該事業について、過去にお申込みをされたことがある方についても、  
本年度の収入や世帯状況を審査するため、別紙に記載されている必要書類は必ず全てご提出ください。

※ 本年度の世帯状況を確認するため、住民票は必ず**対象児童も含めたご家族全員分**が記載されたものをご提出ください。対象児童と別居している場合もそれぞれ住民票を取得してください。記載がない場合は追加でご提出いただくことになりますのであらかじめご承知おきください。

※ 書類不足不備等が発生した場合、個別にご連絡いたします。  
そのため、当法人業務時間内にて連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。  
ご提出いただいた書類一式につきましては返却をしておりませんのであらかじめご了承ください。

## 別 表

平成 23 年度の税制改正での年少扶養控除廃止により令和 6 年度（令和 5 年分）において税法上課税された者への救済措置として、課税額が表中の計算式で算出した額の範囲内（算出額 > 課税額）であれば非課税の扱いとします。

### ■ 所得税 の場合 380,000 円 × A × B

⇒ 上記の式により算出した額が、  
令和 5 年の源泉徴収票の「源泉徴収税額」より多い場合、非課税相当とする。

A = 義務教育終了前の児童の数  
(当該所得税を納付する者が扶養する 16 歳未満の児童)

B = 当該所得税額の算出に当たり適用された税率 (※課税所得額により変動)

(例) 義務教育終了前の児童 2 名、所得税率 5% の場合  
 $380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 >$  課税額となる場合、非課税扱いとなります。

### ■ 住民税 の場合 330,000 円 × A × B (※ 道府県民税・市町村民税)

⇒ 上記の式により算出した額が、  
令和 6 年度(令和 5 年分)課税(非課税)証明書の「年税額」より多い場合、  
非課税相とする。

A = 義務教育終了前の児童の数  
(当該所得税を納付する者が扶養する 16 歳未満の児童)

B = 当該住民税の算出に当たり適用された税率 (10% ※全国平均値)

(例) 義務教育終了前の児童 2 名の場合  
 $330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 >$  課税額となる場合、非課税扱いとなります。

↓郵送宛先（提出の際、以下切り取ってご利用ください）

〒102-0083

東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル 7 階

(公財) 交通遺児等育成基金 支援給付事業係 宛